

千葉市生活困窮者就労訓練事業認定要領

1 趣旨

本要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に基づき、千葉市長（以下「市長」という。）が行う法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）の認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定める。

2 認定を行う主体

認定は、生活困窮者就労訓練事業を行う者の申請に基づき、市長が行う。

3 認定の対象

認定は、事業所ごとに行う。ただし、同一法人内の複数の事業所が認定を受けようとするときは、複数の事業所を一括して認定を行うことができる。

4 認定事務

(1) 申請

生活困窮者就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（規則様式第2号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合その他の法律に基づく監督を受ける法人は、アからウまでの書類の添付を省略することができる。

ア 登記事項証明書

イ 平面図や写真等の事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図等の事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書等の法人の財政的基盤に関する書類

ウ 役員名簿

エ 誓約書（様式第1号）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 受理

市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(3) 審査

市長は、規則第21条に規定する基準（以下「認定基準」という。）の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

ア 法人格を有すること。

登記事項証明書を確認し、申請書の内容と齟齬が無いことを確認する。

イ 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること。

提出された書類又は申請者の説明内容等をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断する。ただし、市長は、社会福祉法人、消費生活協同組合その他の法律に基づく監督を受ける法人から申請を受けたときは、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有するとみなすことができるものとする。

なお、利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない又は財政状況が芳しくない等、事業の適切な運営に関して疑義が生じるときは、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないものとする。

ウ 法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）のあっせんに応じ、法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）を受け入れること。

誓約書等により確認する。

エ 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

事業の透明性を確保する観点から、支援体制や事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報について公開することを誓約書により確認するとともに、その具体的な方法（ホームページ、広報誌等）を把握する。

オ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと。

誓約書、役員名簿その他の資料により確認する。

カ 就労支援等に関する責任者を配置すること。

申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認する。

キ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること。

誓約書により確認する。

ク 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

誓約書及び加入する保険商品に関する資料（保険証書の写し等）により確認する。

(4) 認定

市長は、審査により認定の可否を決定し、次に掲げる通知を行うものとする。

ア 市長は、申請者が認定基準に適合していると認めるときは、認定番号を付番し、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第2号）を通知する。

イ 市長は、申請者が認定基準に適合していると認めないときは、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第3号）を通知する。

(5) 認定情報の登録等

ア 認定情報の登録

市長は、認定を受けて生活困窮者就労訓練事業を行う者（以下「認定生活困窮者就労訓練事業者」という。）についての台帳（以下「認定生活困窮者就労訓練事業台帳」）を備え、これを適切に管理する。

また、認定生活困窮者就労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があったときは、適切に認定生活困窮者就労訓練事業台帳を更新する。

イ 認定情報の共有

市長は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、自立相談支援機関と認定生活困窮者就労訓練事業台帳を共有する。

5 事業開始後の手続き

(1) 事業変更の届出

ア 認定生活困窮者就労訓練事業者は、規則第22条第1号又は第3号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更のあった事項及び年月日を認

定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

イ 認定生活困窮者就労訓練事業者は、規則第22条第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（3）事業の廃止

認定生活困窮者就労訓練事業者は、認定生活困窮者就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

（4）報告徴収

市長は、法の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業者又は生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書（様式第7号）により報告を求めることができる。

なお、これによりがたいときは、口頭による陳述も可能とする。その場合は、聴取後速やかに陳述書を作成し、その内容について、陳述者に確認の上、陳述者に署名を求めるものとする。

（5）認定の取消

市長は、認定生活困窮者就労訓練事業者が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、認定を取り消し、生活困窮者就労訓練事業取消通知書（様式8号）を事業者に通知するものとする。

6 その他

（1）認定生活困窮者就労訓練事業者は、本要領のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日付厚生労働省社会・援護局長通知）を参照して生活困窮者就労訓練事業を実施するものとする。

（2）認定生活困窮者就労訓練事業は、生活困窮者就労訓練事業を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業（ただし、常時保護を受ける者が10人に満たない認定生活困窮者就労訓練事業は除く。）として実施するときは、開始、変更又は廃止について、同法第69条の規定に基づき、所定の事項を

届け出なければならないことに留意するものとする。

(3) この要領に関する事務は、千葉市保健福祉局保護課において実施する。

(4) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年3月17日から施行する。

2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。